

企業の農業参入トータルサポート事業 (参入企業スタートアップ支援事業)補助金交付要領

(趣旨)

第1条 企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)補助金(以下「本補助金」という。)の交付にあたっては、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容)

第2条 本補助金は、地域と調和した企業の農業参入を促進するとともに、農業参入した企業が農業を通じた地域振興に取り組む活動を支援するために交付するものとする。

(補助の要件等)

第3条 補助の要件等は、次のとおりとする。

1 農業参入ビジネスモデル構築支援

(1) 補助事業者の要件

熊本県内において農業(日本標準産業分類に定める農業のうち、耕種農業、畜産農業(畜産類似業を除く。)、農業サービス業(農作業を請け負うものに限る。)をいう。以下同じ。)に参入する企業又は農業に参入して3年以内の企業であり、かつ、次のア～エの要件をすべて満たすもの。

ア 会社法(平成17年法律第86号)に定める会社であること。

イ 次のいずれかに該当すること。

a 農業参入前において、農業以外の業を営む法人(以下「異業種法人」という。)であること

b 異業種法人が農業参入に当たり設立する企業であって、当該異業種法人が議決権の過半を有するもの

c 異業種法人が農業参入に当たり出資する農地所有適格法人であって、当該異業種法人が議決権の20%以上を有し、当該異業種法人が当該農地所有適格法人の経営及び運営に関与していると認められるもの

ウ 農業(企画・管理・販売等を含む。)又は加工等の当該農業に関連する事業に、年間60日以上従事する者(代表者、短期雇用者、日雇労働者等を除く。)を3人以上有する規模であること。

エ 熊本県内に事業所を有すること。

(2) 補助対象となる経費

・販路開拓に係る経費

販路開拓のための検討会の実施、実需者に対する需要調査、販路拡大調査、販売用施設等の取得・改修

(3) 補助率及び補助限度額

本補助金の補助率及び補助限度額は、補助対象経費の1/3以内(県南地域市町村は1/2以内)とし、上限20万円とする。

※「県南地域市町村」は、八代市、人吉市、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町の15市町村をいう。

(4) 事業実施の手続き

ア 事業実施計画

要項第3条の規定による承認申請は、不要とする。

イ 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の補助金交付申請書に添付する事業計画書は、様式第1号とする。要項第8条第2項の変更申請書に添付する事業変更計画書の様式は、様式第1号を

準用するものとする。

(5) 経費の支払い

補助対象経費の支払い方法については、次のとおりとする。

- a 銀行振込を原則とする。
- b 自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払いは原則認めない。
- c 補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済を認めない。
- d 仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典ポイント・金券・商品券の利用等は認めない。

(6) 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書は、様式第3号とする。

2 地域調和型企业支援

(1) 補助事業者の要件

第3条 1(1)農業参入ビジネスモデル構築支援補助事業者の要件及び次の要件を満たすもの。熊本県(各広域本部・地域振興局)を立会人として、農業を営む農地等が所在する市町村と地域調和等に関する協定を締結している、又は協定を締結することが確実に見込まれること。

(2) 補助対象となる経費

次の経費とする。ただし、人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修、中古品の取得、インターネットショッピング・オークション、オンラインストアでの備品・機械器具の取得を除く。

ア 作物等導入に係る経費

導入作物等の情報収集、先進的な取組事例の調査、消費者ニーズの調査、試験栽培・飼養等、技術習得に係る研修の受講、営農用機械や施設の取得・改修

イ 加工品開発に係る経費

加工品の情報収集、先進的な取組事例の調査、消費者ニーズの調査、試作品の製造、試験販売、商品化に向けた検討会の実施、加工用機械や施設の取得・改修

ウ 簡易な土地基盤整備に係る経費

企業等が営農する農地で行う、障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等

(3) 補助率及び補助限度額

本補助金の補助率及び補助限度額は、次表のとおりとする。

なお、農業に参入(出資)して3年以内に限る。また、1人以上の農業関係従事者の増加を伴う、大規模な農業経営規模拡大や6次産業化等の新規展開等(以下「規模拡大等」という。)の場合、当該規模拡大等後の全体事業計画に係る補助限度額から既交付額を控除した額の範囲内で交付するものとする。

表 補助率及び補助限度額について

補助率	補助限度額																												
補助対象経費の 1/3 以内 (県南地域市町村 は 1/2 以内)	事業計画について、表1の評価項目ごとの配点を乗じ、得られた点数の合計(以下、「総点数」という。)を求める。その点数に応じた表2に定める額を補助限度額とする。 表1 <table> <tr> <th>評価項目</th><th>配点</th></tr> <tr> <td>農業関係従事者数(1人当たり)※</td><td>3</td></tr> <tr> <td>内 常時雇用者数</td><td>4</td></tr> <tr> <td>内 新規雇用者数</td><td>5</td></tr> <tr> <td>営農面積(1ha 当たり)又は施設面積 (10a 当たり)</td><td>3</td></tr> <tr> <td>内 耕作放棄地解消面積</td><td>5</td></tr> <tr> <td>内 中山間地域内面積</td><td>4</td></tr> </table> ※代表者、短期雇用者、日雇労働者等を除く。 表2 <table> <tr> <th>総点数</th><th>補助限度額</th></tr> <tr> <td>60点未満</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>60点以上70点未満</td><td>600万円</td></tr> <tr> <td>70点以上80点未満</td><td>700万円</td></tr> <tr> <td>80点以上90点未満</td><td>800万円</td></tr> <tr> <td>90点以上100点未満</td><td>900万円</td></tr> <tr> <td>100点以上</td><td>1000万円</td></tr> </table>	評価項目	配点	農業関係従事者数(1人当たり)※	3	内 常時雇用者数	4	内 新規雇用者数	5	営農面積(1ha 当たり)又は施設面積 (10a 当たり)	3	内 耕作放棄地解消面積	5	内 中山間地域内面積	4	総点数	補助限度額	60点未満	500万円	60点以上70点未満	600万円	70点以上80点未満	700万円	80点以上90点未満	800万円	90点以上100点未満	900万円	100点以上	1000万円
評価項目	配点																												
農業関係従事者数(1人当たり)※	3																												
内 常時雇用者数	4																												
内 新規雇用者数	5																												
営農面積(1ha 当たり)又は施設面積 (10a 当たり)	3																												
内 耕作放棄地解消面積	5																												
内 中山間地域内面積	4																												
総点数	補助限度額																												
60点未満	500万円																												
60点以上70点未満	600万円																												
70点以上80点未満	700万円																												
80点以上90点未満	800万円																												
90点以上100点未満	900万円																												
100点以上	1000万円																												

(4) 事業実施の手続き

ア 事業実施計画

要項第3条の規定による承認申請は、不要とする。

イ 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の補助金交付申請書に添付する事業計画書は、様式第2号によるものとし、要項第8条第2項の変更申請書に添付する事業変更計画書の様式は、様式第2号の2とする。

(5) 経費の支払い

補助対象経費の支払い方法については、農業参入ビジネスモデル構築支援に準ずるものとする。

(6) 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書は、様式第4号によるものとし、その他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- 事業の経過及び完了を証明するに足りる写真
- 契約書の写し(契約した場合に限る)
- 領収書等支出を証する書面の写し
- 農業又は農業に関連する事業従事者の従事状況が確認できる書類
- 機械や施設の取得・改修の場合、設計書、図面、仕様書等詳細が判る書類
- その他参考となる書類

(財産処分の制限)

第4条 本補助金により取得し、又はその効用の増加した動産及びその従物並びに機械・器具(効用増加の場合は30万円以上を対象とする。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)7月18日から施行する

この要領は、令和7年(2025年)4月18日から施行する。